

## 寄居町太陽光発電施設の設置に関するガイドライン

制定 平成30年6月6日 告示第115号

(趣旨)

第1条 この告示は、資源エネルギー庁策定の「事業計画策定ガイドライン(太陽光発電)」に基づき、町内における太陽光発電施設の設置に関し、定格出力10キロワット以上の太陽光発電施設を設置する者が、安全や周辺環境等に配慮するとともに、太陽光発電施設の導入が円滑になされるため、町及び隣接住民等に対して事業計画内容を事前に明らかにすること等について、必要な事項を定めるものである。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 太陽光発電施設 太陽光を電気に変換するための設備及びその付属設備で、定格出力10キロワット以上の太陽光パネル等で土地に自立して設置する施設をいう。
- (2) 発電施設 固定価格買取制度における設備認定を受け、全量売電を主たる目的とする事業用の太陽光発電施設をいう。ただし、次に掲げるものを除く。
  - ア 建築物に該当するもの
  - イ 設置者の事業所等と併設されるもの
- (3) 出力 太陽光パネルの合計出力とパワーコンディショナーの出力のいずれか小さい方の値をいう。
- (4) 大規模発電施設 定格出力50キロワット以上の発電施設(同一の設置者が複数の発電施設を近接して設置するなど、実質的に一の場所への設置と認められる場合は、一の発電施設とみなす。)をいう。
- (5) 設置者 発電施設を設置する者をいう。
- (6) 隣接住民等 大規模発電施設の設置が計画される区域(以下「計画区域」という。)に隣接する土地及び家屋の所有者又は居住者並びに計画区域に存する行政区の区長をいう。

(対象地域)

第3条 この告示の対象地域は、町内全域とする。

(法令に基づく手続等)

第4条 設置者は、発電施設を設置する場合において、別表第1に掲げる法令等の規制に該当するときは、当該発電施設の規模にかかわらず、町の関係課(局・室)及び関係行政機関と事前に相談、協議を行い、必要な手続等を行うものとする。

2 設置者は、計画区域の全部又は一部が別表第2「設置するのに適当でないエリア」に掲げる区域に該当するときは、別表第1に掲げる法令等の規

制に該当するか否かにかかわらず、当該計画が周辺の生活環境等に与える影響を十分に考慮し、計画の中止を含め抜本的な見直しを検討するものとする。

(大規模発電施設に係る届出等)

第5条 設置者は、大規模発電施設を設置しようとする場合において、その計画の概要が明らかとなった時点で、隣接住民等に対する説明会等を実施し、事業内容を周知するものとする。この場合において、隣接住民等から出された要望・意見等に対しては、書面で回答するなど誠意を持って対応するものとする。

2 設置者は、大規模発電施設の工事に着手する日の30日前までに、寄居町太陽光発電施設計画届出書(様式第1号)に計画区域の位置図等を添付し、町長に提出するものとする。

3 前項の届出書の提出を行った設置者は、届出対象太陽光発電施設の内容を変更し、又は事業を廃止しようとするときは、変更又は廃止する日の30日前までに、寄居町太陽光発電施設計画変更・廃止届出書(様式第2号)を町長に提出するものとする。

4 第2項の届出書の提出を行った設置者は、当該施設の設置が完了したときは、完了後10日以内に寄居町太陽光発電施設設置完了届出書(様式第3号)を町長に提出するものとする。

(設置に当たって遵守すべき事項)

第6条 設置者は、太陽光発電施設を設置する場合において、次に掲げる事項を遵守するものとする。

(1) 計画の段階において隣接住民等に周知を図り、隣接住民等との協調を保つこと。

(2) 雨水等による土砂、汚泥の流出や水害等の災害防止対策及び雨水流出抑制対策を講ずること。

(3) 既存の地形や樹木等を生かしながら、周囲の良好な景観に支障を与えないよう、周辺環境や景観との調和に配慮すること。

(4) 災害発生時等の緊急連絡に対応するため、設置者の名称及び連絡先を記した看板を設置すること。

(5) 計画区域内の除草等環境整備に努めるとともに、除草剤、殺虫剤その他の薬剤を使用するときは、周辺環境に十分配慮すること。

(6) 太陽光発電施設からの騒音、振動等又はパネルの反射光により周辺の生活環境に支障を生じさせないように、必要な措置を講ずること。

(7) 太陽光発電施設に起因して発生した苦情等に対しては、迅速かつ誠実な対応をとること。

(8) 太陽光発電施設を廃止したときは、速やかに設置者の責任により撤去等適正に処理すること。

(報告)

第7条 町長は、この告示に定めるもののほか、この告示の施行に必要な限度において、設置者に対し、必要な事項について報告を求めることができるものとする。

(補則)

第8条 この告示の施行に関して必要な事項は、町長が別に定める。

2 この告示は、今後の社会情勢の変化等により、必要に応じて随時見直しを行うこととする。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の日において現に着工している太陽光発電施設の設置者は、第6条に掲げる事項の遵守に努めるとともに、必要と認められる場合は第5条に掲げる措置を講ずるものとする。

別表第1 (第4条関係) 太陽光発電施設設置に係る関係法令等担当窓口一覧

法令等名	規制等の対象となる行為 (条番号)	手続等の区分	手続の担当窓口
	太陽光発電施設の設置に関して疑義等がある場合は、まず右記の担当課にご相談ください。		寄居町生活環境エコタウン課
国土利用計画法	市街化区域を除く都市計画区域内で、5,000㎡以上の土地売買契約の締結や地上権・賃借権の設定等(23)	届出	埼玉県企画財政部土地水政策課土地政策担当 (届出先) 寄居町都市計画課
電気事業法	電気事業法に関して、県知事や町長に対する手続きは特にありません。		経済産業省関東東北産業保安監督部電力安全課
火薬類取締法	火薬類製造施設や火薬庫の周辺に出力1,000kW以上の太陽光発電施設を設置すること。 ※火薬類製造施設や火薬庫は、発電事業の用に供する1,000kW以上の太陽光発電施設に対して、一定の保安距	近隣への配慮	埼玉県危機管理防災部化学保安課火薬・電気担当

	離を取る必要があります。太陽光発電施設が後から設置される場合でもこの規定が適用されるため、十分な注意が必要です。		
環境影響評価法	一般的な太陽光発電施設の設置を直接の理由とする手続きはありませんが、開発の内容によっては手続きが必要となる場合があります。		埼玉県環境部 環境政策課企画・環境影響評価担当
埼玉県環境影響評価条例	計画区域の面積が20ha以上となるもの ※その他にも、開発の内容によっては手続きが必要となる場合があります。	調査等	埼玉県環境部 環境政策課企画・環境影響評価担当
土壌汚染対策法	土地の形質変更（掘削及び盛土等）部分の合計面積が3,000㎡以上（4） ※ただし、盛土のみの場合や、形質変更の深さが最大50cm未満であり区域外へ土壌の搬出を行わず土壌の飛散・流出を伴わない場合は除く。	届出	埼玉県北部環境管理事務所
埼玉県生活環境保全条例	3,000㎡以上の土地の改変（80）	調査等	埼玉県北部環境管理事務所
廃棄物の処理及び清掃に関する法律	廃棄物が地下にあって指定区域に指定されている土地の形質変更（15の19）	届出	埼玉県北部環境管理事務所
埼玉県土砂の排出、たい積等の規制に関する条例	500㎡以上の土砂の敷地外排出（6）	届出	埼玉県北部環境管理事務所
	3,000㎡以上の面積への土砂のたい積（16）	許可	同上
寄居町土砂等	土砂等による土地の埋立て、盛土及び土砂のたい積並びに切土を行なう次の行為	届出	寄居町生活環境エコタウン

による 土地の 埋立て 等に関 する指 導要綱	の場合（３） ・事業区域内の面積が500㎡以上の事業 ・現況地盤高から1m以上の盛土及びたい積を伴う事業		課
絶滅の おそれ のある 野生動 植物の 種の保 存に関 する法 律	環境大臣が指定する希少野生動植物種の捕獲等の行為（10）	大臣許可	環境省関東地方環境事務所 野生生物課
埼玉県 希少野 生動植 物の種 の保護 に関する 条例	知事が指定する希少野生動植物種の捕獲等の行為（12）	届出	埼玉県環境部 みどり自然課 野生生物担当
埼玉県 オオタ カ等保 護指針	次に該当する開發行爲については、オオタカ等の保護に関する配慮を要請 ・営巣地から半径400m以内 ・営巣地から半径1,500m以内	配慮の実施	埼玉県環境部 みどり自然課 野生生物担当
ふるさと 埼玉 の緑を 守り育 てる条 例	ふるさとの緑の景観地の区域内で次の行爲を行う場合 ・一定規模以上の建築物その他の工作物の新築・改築・増築 ・木竹の伐採 ・宅地の造成、土地の開墾、その他土地の形質の変更 ・鉱物の掘採、土石の採取等	届出	埼玉県北部環境管理事務所 （届出先） 寄居町生活環境エコタウン課
埼玉県 立自然 公園条 例	県立自然公園の普通地域内における一定規模以上の工作物の新築・改築・増築、土地の形状の変更等（14）	届出	埼玉県北部環境管理事務所 （届出先） 寄居町生活環

			境エコタウン課
農地法	農地を農地以外のものにする行為（農地の転用）（４）	許可	埼玉県大里農林振興センター （届出先） 寄居町農業委員会
	農地を農地以外のものにしたたり、採草放牧地を採草放牧地以外のものにするために行う次の行為（５） ・所有権の移転 ・賃借権・地上権・質権・使用貸借権の設定や移転	許可	同上
農業振興地域の整備に関する法律	寄居農業振興地域整備計画の変更（いわゆる農用地区域からの除外）（１３）	計画変更	寄居町農林課
森林法	地域森林計画対象の私有林内（保安林及び保安施設地区の森林を除く。）で1haを超えて行われる、土石や樹根の採取、開墾その他の土地の形質の変更（１０の２）	許可	埼玉県寄居林業事務所
	地域森林計画対象の私有林について、新たに森林の土地の所有者となること。（１０の７の２）	届出	寄居町農林課
	地域森林計画対象の私有林内（保安林及び保安施設地区の森林を除く。）における立木の伐採（１０の８）	届出	同上
	保安林の森林以外の用途への転用（保安林の指定の解除）（２７）	指定の解除	埼玉県寄居林業事務所
	保安林内における次の行為（３４） ・木竹の伐採、立木の損傷、家畜放牧、下草・落葉・落枝の採取 ・土石・樹根の採掘、開墾その他土地の形質の変更	許可	同上
埼玉県	水源地域内の土地（現況が森林で、地目	届出	埼玉県寄居林

水源地 域保全 条例	が山林・原野・保安林の場合）に係る所有者・地上権・地役権・使用貸借権・賃借権の移転や設定（7）		業事務所
道路法	道路に次の工作物・物件・施設を設け、 継続して道路を使用しようとする行為（ 道路の占用）（32） ・電柱、電線、変圧塔、郵便差出箱、公 衆電話所、広告塔等 ・水管、下水道管、ガス管等 ・歩廊、雪よけ等 ・露店、商品置場等 ・その他道路の構造や交通に支障を及ぼ すおそれのある工作物、物件又は施設 で政令で定めるもの（政令第7条第1 項第2号に該当するため太陽光発電施 設も対象）	許可	【県道及び県 管理国道】 埼玉県熊谷県 土整備事務所 管理担当 【寄居町道】 寄居町建設課
河川法	河川区域内における次の行為（23～2 7） ・河川の流水の占用（取水等） ・土地の占用 ・河川の砂やヨシなどの採取 ・工作物の新築・改築 ・盛土、切土等の土地の形状の変更	許可	【県管理河川】 埼玉県熊谷県 土整備事務所 【町管理準用 河川】寄居町建 設課
	河川保全区域内における次の行為（55） ・土地の掘削、盛土、切土等の土地の形 状の変更 ・工作物の新築、改築	許可	同上
埼玉県 雨水流 出抑制 施設の 設置等 に関する 条例	面積が1ha以上の開発行為で、雨水流 出抑制施設を設置しないと雨水流出量を 増加させるおそれがある行為（3）	許可	埼玉県県土整 備部河川砂防 課荒川上流・砂 防担当
	面積が1ha以上の開発行為で、湛水想 定区域内の土地に盛土をする行為（12）	届出	同上
砂防法	砂防指定地内における次の行為（4） ・工作物の新築・改築・除去 ・砂防設備の占有 ・木竹の伐採、芝草その他の生産物の採	許可	埼玉県熊谷県 土整備事務所

	<p>取</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・滑り下し・地引による物件の運搬</li> <li>・開墾その他による土地の原状変更</li> </ul>		
埼玉県砂防指定地管理条例	<p>砂防指定地内における次の行為（３）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・のり切・切土・掘削・盛土等による土地の形状の変更</li> <li>・土石の類の採取、鉱物の採掘</li> <li>・工作物の新築・改築・増築・移転・除却</li> <li>・木竹の伐採・樹根の採掘</li> <li>・木竹の滑下・地引による搬出</li> </ul>	許可	埼玉県熊谷県土整備事務所
地すべり等防止法	<p>地すべり防止区域内における次の行為（１８）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地下水の誘致や停滞行為による地下水の増加</li> <li>・地下水の排水施設の機能を阻害する行為</li> <li>・地表水の放流や停滞行為等、地表水のしん透の助長</li> <li>・のり切・切土</li> <li>・地すべり防止施設以外の施設や工作物の新築、増築</li> <li>・地すべり防止の阻害、地すべりの助長、誘発</li> </ul>	許可	<p>【国土交通大臣指定区域】</p> <p>埼玉県熊谷県土整備事務所</p> <p>【農林水産大臣指定区域】</p> <p>埼玉県寄居林業事務所</p>
急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律	<p>急傾斜地崩壊危険区域内における次の行為（７）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・水の放流・停滞行為等、水のしん透を助長する行為</li> <li>・急傾斜地崩壊防止施設以外の施設・工作物の設置・改造</li> <li>・のり切、切土、掘削、盛土</li> <li>・木竹の伐採</li> <li>・木竹の滑下・地引による搬出</li> <li>・土石の採取・集積</li> </ul>	許可	埼玉県熊谷県土整備事務所
土砂災害警戒区域等における	<p>土砂災害特別警戒区域内における、住宅・社会福祉施設・学校・医療機関の建設（特定開発行為）（１０）</p>	許可	埼玉県熊谷県土整備事務所



る土砂 災害防 止対策 の推進 に関する法律			
建設工 事に係 る資材 の再資 源化等 に関する法律	<p>特定建設資材を使用した建築物等の解体工事等や、特定建設資材を使用する新築工事等で以下に該当するもの（10、11）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・太陽光パネルと一体的な建築物（床面積の合計が80㎡以上に限る。）の解体工事</li> <li>・太陽光パネルと一体的な建築物（床面積の合計が500㎡以上に限る。）の新築・増築工事</li> <li>・太陽光パネルと一体的な建築物の修繕 <ul style="list-style-type: none"> <li>・模様替等工事（請負金額が1億円以上のもの）</li> </ul> </li> <li>・建築物以外のもの（太陽光パネル等）の土木工事や解体工事等（請負金額が500万円以上のもの）</li> </ul>	民間工事の場合は届出公共工事の場合は通知	埼玉県熊谷建築安全センター
都市計 画法	<p>次の開発行為（主として建築物の建築又は特定工作物の建設の用に供する目的で行う土地の区画形質の変更）や建築行為（29）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市街化区域内での1,000㎡以上の開発行為（首都圏整備法に規定する既成市街地、近郊整備地帯の区域を含む市町村については、500㎡以上）</li> <li>・市街化調整区域内での開発行為</li> <li>・非線引き区域内での3,000㎡以上の開発行為</li> <li>・都市計画区域外での1ha以上の開発行為</li> <li>・市街化調整区域内での建築行為</li> </ul>	許可	埼玉県熊谷建築安全センター
景観法	埼玉県景観計画の区域内における一定規模以上の建築物・工作物の新築・改築等	届出	寄居町都市計画課

	※太陽電池発電施設は届出の対象外		
建築基準法	建築物を建築しようとする場合（６） ※土地に自立して設置する太陽光発電設備については、架台下の空間を物品の保管その他の屋内的用途に供する場合は建築物に該当します。	確認	埼玉県熊谷建築安全センター
文化財保護法	周知の埋蔵文化財包蔵地（遺跡）の範囲内における建築・土木工事等（９３）	届出	寄居町教育委員会生涯学習課
	土地の所有者又は占有者が出土品の出土等により遺跡を発見（９６）	届出	同上
	国指定史跡、名勝天然記念物の現状変更、又はその保存に影響を及ぼす行為（１２５）	届出	同上
埼玉県文化財保護条例	県指定有形文化財、県指定有形民俗文化財、県指定史跡名勝天然記念物、県指定旧跡の現状変更、又はその保存に影響を及ぼす行為（１４、２８、３５、３９）	許可又は届出	寄居町教育委員会生涯学習課
寄居町文化財保護条例	町指定有形文化財、町指定有形民俗文化財、町指定史跡名勝天然記念物、町指定旧跡の現状変更、又はその保存に影響を及ぼす行為（１５）	許可又は届出	寄居町教育委員会生涯学習課
寄居町税条例	償却資産に該当する太陽光発電施設を以下の設置者が設置した場合、申告の対象となります。 ・法人 事業の用に供している資産。売電されているかいないかにかかわらず償却資産として申告の対象 ・個人（個人事業主） 店舗やアパート、農業などを営む方が、その事業のために太陽光発電設備を設置した場合は、事業の用に供している資産となり、売電されているかいないかにかかわらず償却資産として申告の対象 ・個人 １０kW以上の太陽光発電設備を設置し、売電を行なっている場合は事業の用に供している資産に該当するので、償却資産の申告が必要	償却資産の申告	寄居町税務課

※掲載した関係法令等は、あくまで参考として例示したものであり、太陽光発電事業者の責任において、法令等を所管する行政機関に照会する等により、最終的な確認・判断を行なうこと。

別表第2（第4条関係）設置するのに適当でないエリア

法令等名	区域の名称等	理由
廃棄物の処理及び清掃に関する法律	不法投棄、最終処分等により廃棄物が残置されている場所	太陽光発電施設を設置することで、当該廃棄物を適正処理することが相当困難であるとともに、周辺の地下水等生活環境に支障を生じるおそれがある。
農地法	農用地区域内の農地・採草放牧地 甲種農地・採草放牧地 第1種農地・採草放牧地	優良農地を確保するため、転用が厳しく制限されている。
農業振興地域の整備に関する法律	農用地区域内の農地・採草放牧地	優良農地を確保するため、転用が厳しく制限されている。
森林法	保安林	水源の涵養、土砂流出の防備、土砂崩壊の防備、その他災害の防備や生活環境保全・形成等の目的を達成するために指定された区域であり、立木伐採や土地の形質変更等が厳しく規制されている。
河川法	河川区域、河川保全区域、河川予定地	出水時に流下阻害発生のおそれがあるとともに、河川管理施設を損傷させるおそれがある。
砂防法、埼玉県砂防指定地管理条例	砂防指定地	治水上の砂防設備を要する土地又は一定の行為を禁止若しくは制限すべき区域として指定されており、他のエリアに比べて災害発生により地域住民の財産・生命等を脅かすリスクが高い。
急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律	急傾斜地崩壊危険区域	崩壊のおそれのある急傾斜地（30度以上）で、崩壊により相当数の居住者等に危害が生ずるおそれのあるもの及びその隣接地のうち、当該急傾斜地の崩壊が助長され、又は誘発

		されるおそれがないよう、一定行為を制限している区域であり、他のエリアに比べて災害発生により地域住民の財産・生命等を脅かすリスクが高い。
土砂災害防止法	土砂災害警戒区域	急傾斜地の崩壊等が発生した場合に、住民等の生命又は身体に危害が生ずるおそれがあり、土砂災害を防止するために警戒避難体制を特に整備すべき区域であり、他のエリアに比べて災害発生により地域住民の財産・生命等を脅かすリスクが高い。
文化財保護法	重要文化財、国指定史跡、名勝、天然記念物等	復元が不可能な国民の共有財産であり、適切な保護管理措置がとられている。
埼玉県文化財保護条例	県指定有形文化財、県指定有形民俗文化財、県指定史跡名勝天然記念物、県指定旧跡	復元が不可能な県民の共有財産であり、適切な保護管理措置がとられている。
寄居町文化財保護条例	町指定有形文化財、町指定有形民俗文化財、町指定史跡名勝天然記念物、町指定旧跡	復元が不可能な町民の共有財産であり、適切な保護管理措置がとられている。

様式第 1 号（第 5 条関係）

寄居町太陽光発電施設計画届出書

年 月 日

寄居町長 あて

設置者 住所

氏名

①

（法人にあっては主たる事務所の所在地、  
名称及び代表者の氏名）

電話番号

下記のとおり太陽光発電施設を設置することについて、寄居町太陽光発電施設の設置に関するガイドライン第 5 条第 2 項の規定により届け出ます。

記

太陽光発電施設の名称	
設置場所	
敷地面積	m <sup>2</sup>
定格出力 ※ 1	k W
発電事業者	住所 氏名 （法人にあっては主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名） 電話番号
着工予定年月日	年 月 日
稼働開始予定日	年 月 日
完了予定年月日	年 月 日
住民説明会等の概要	別紙のとおり※ 2
参考資料	別添のとおり※ 3

※ 1 「定格出力」は、太陽光パネルの合計出力とパワーコンディショナーの出力のいずれか小さい方の定格出力を小数 1 桁（小数第 2 位切捨て）まで記載してください。パワーコンディショナーを複数設置する場合は、各系列における太陽光パネルの合計出力とパワーコンディショナーの出力のいずれか小さい方の出力を合計した値を記載してください。

※ 2 住民説明会や住民説明を行った年月日、場所、出席者・相手方の氏名、発言の概要、隣接住民等から出された要望・意見等への対応内容を記載した資料を作成し、別紙としてください。

※ 3 計画区域の位置図、関係機関との協議状況その他必要な資料を添付してください。

様式第2号（第5条関係）

寄居町太陽光発電施設計画変更・廃止届出書

年 月 日

寄居町長 あて

設置者 住所

氏名

㊦

（法人にあっては主たる事務所の所在地、  
名称及び代表者の氏名）

電話番号

太陽光発電施設の設置計画を変更（廃止）するので、寄居町太陽光発電施設の設置に関するガイドライン第5条第3項の規定により届け出ます。

記

太陽光発電施設の名称※1		
設置場所 ※1		
変更の内容 ※2	変更前	
	変更後	
変更・廃止の予定日	年 月 日	
参考資料	別添のとおり ※3	

※1 太陽光発電施設の名称又は設置場所を変更する場合にあっては、変更前の名称及び場所を記載してください。

※2 設置者の住所・氏名、太陽光発電施設の名称、設置場所、敷地面積、定格出力又は発電事業者の住所・氏名（法人代表者の氏名を除く。）を変更する場合にあってはその内容を記載してください。

※3 計画区域の位置図、関係機関との協議状況、その他変更の内容に応じて必要な資料を添付してください。

様式第3号（第5条関係）

寄居町太陽光発電施設設置完了届出書

年 月 日

寄居町長 あて

設置者 住所

氏名

㊦

（法人にあっては主たる事務所の所在地、  
名称及び代表者の氏名）

電話番号

下記のとおり太陽光発電施設を設置が完了したので、寄居町太陽光発電施設の設置に関するガイドライン第5条第4項の規定により届け出ます。

記

発電施設の名称	
設置場所	寄居町
敷地面積	m <sup>2</sup>
定格出力	k W
発電事業者	住所 氏名 （法人にあっては主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名） 電話番号
完了年月日	年 月 日
稼働開始日	年 月 日
参考資料	工事記録、工事写真、その他町長が必要と認める書類

※1 「定格出力」は、太陽光パネルの合計出力とパワーコンディショナーの出力のいずれか小さい方の定格出力を小数1桁（小数第2位切捨て）まで記載してください。パワーコンディショナーを複数設置する場合は、各系列における太陽光パネルの合計出力とパワーコンディショナーの出力のいずれか小さい方の出力を合計した値を記載してください。

上記記載内容について、関係法令等に基づく担当窓口との情報共有を行うことを申し添えます。